

制度参加変更手続の見直し等に伴う外国株券等の保管及び振替決済に関する規則等の一部改正について

株式会社証券保管振替機構

1 改正の趣旨

当機構が運営する株式等振替制度、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度、外国株券等保管振替決済制度及び決済照合システムへの届出内容の変更手続（以下「制度参加変更手続」という。）及び書類の提出方法について、制度間での取扱いの相違及び手続の重複等から生じる制度参加者の事務負担の軽減を図る観点から見直しを行うこととし、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下、「規則」という。）、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則及び外国株券等保管振替決済制度に係るシステムの利用に関する細則（以下、「細則」という。）の一部について所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) Target 保振外国株サイトに係る条項を削除する。 (規則第8条第2項等)
- (2) Target によるシステム関連書類の授受について改正を行う。 (細則第1条、第2条第2項等)
- (3) その他所要の改正を行う。

3 施行日

平成25年2月25日から施行する。

以 上